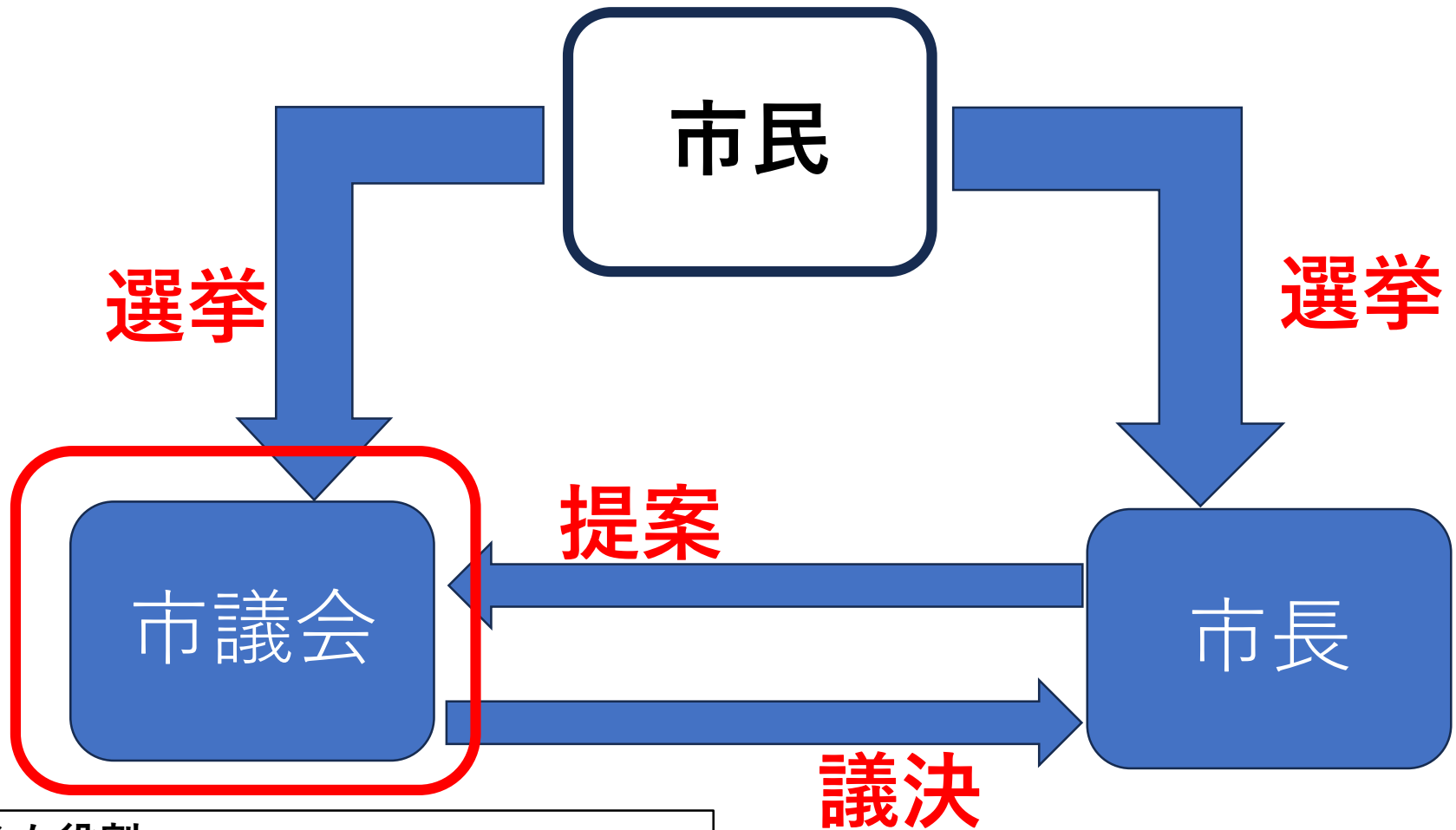


市議会の役割

～意見交換会及び議会の仕事について～

- **市議会の位置付け**
- **市議会の構成**
- **市議会の運営**
- **各委員会の所管事項**

市議会の位置付け



主な役割

- 議案などの審査、議決
- チェック機能（執行状況の確認）

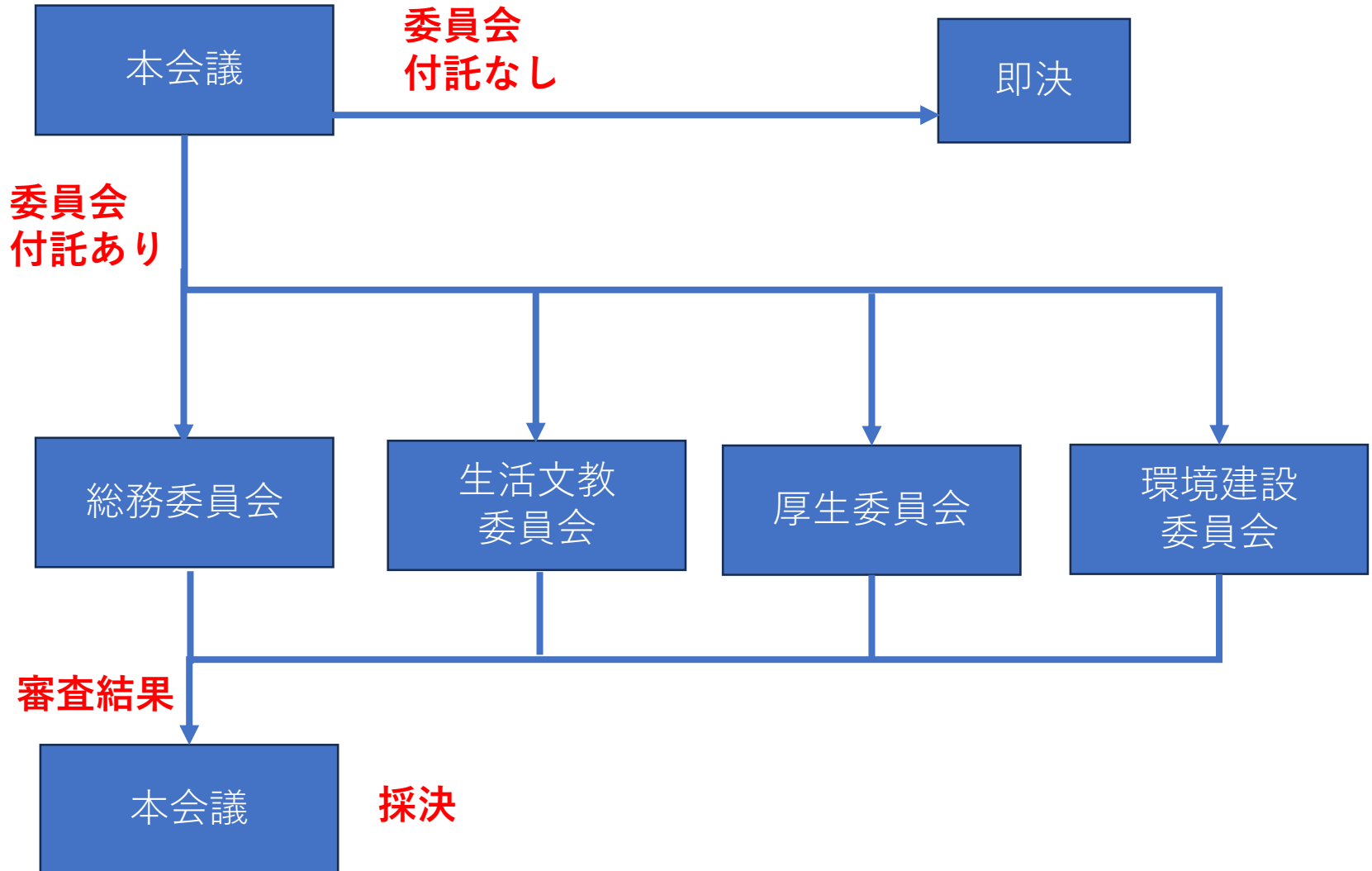
（議員提案・議決もある）

市議会の構成

| | |
|-----|--|
| | |
| 議員 | 28人 任期4年 |
| 本会議 | 議案などを審議し、市議会の最終的な意思を決める会議です。本会議を開くには、原則として議員定数（28人）の半数以上の出席が必要 |



市議会の運営（議案審査の流れ）



常任委員会所管（所管事項）

| 名称 | 定数 | 所管事項 |
|---------|----|--|
| 総務委員会 | 7人 | 市の基本計画、広報、財政、財産管理、個人情報保護、情報公開、契約、職員給与、戸籍・住民記録、市税、公金の出納、広聴、市民相談などに関する事項 |
| 生活文教委員会 | 7人 | 防災、防犯、男女共同参画、地域センター、産業振興、文化施策、スポーツ振興、学校教育、生涯学習、公民館、図書館などに関する事項 |
| 厚生委員会 | 7人 | 子育て支援、保育、生活支援、高齢者支援、介護保険、障がい者支援、健康施策、国民健康保険などに関する事項 |
| 環境建設委員会 | 7人 | 環境対策、ごみ・リサイクル、公園・用水、下水道、都市計画、公共交通、土地区画整理、道路、交通対策などに関する事項 |

その他委員会 所管事項

| 名称 | 定数 | |
|---------|----|---|
| 議会運営委員会 | 8人 | 議会の運営に関すること、議会の会議規則、委員会に関する条例、議長の諮問に関することを調査し、また、議案等を審査する |

| 名称 | 定数 | |
|-----------------------|-----|---|
| 広聴広報 特別委員会 | 8人 | <ul style="list-style-type: none">・議会報告会の企画及び聴取した意見等の整理・議会報の編集及び発行方法・議会ホームページの充実・広聴及び広報活動の基本的事項の調査 に関することを審査する |
| 都市基盤整備調査 特別委員会 | 10人 | <ul style="list-style-type: none">・駅前再開発の基本的事項の調査・都市計画道路、鉄道の連続立体交差化の基本的事項の調査・都市計画公園整備の基本的事項の調査 に関することを審査する |
| 公共施設マネジメント調査 特別委員会 | 10人 | 公共施設マネジメント推進計画の調査に関することを審査する |

ひらかれた市議会を目指して

- 本会議の様子は、オンラインで視聴できます
- 市議会本会議、委員会は原則公開です
市庁舎7階議会事務局にて受付のうえ、傍聴ください
- 議会報告会は 地域センター他で
年2回以上予定しています

常任委員会所管（所管部課）

【参考】

■ 常任委員会とその所管

| | |
|---------|--|
| 総務委員会 | 企画政策部、総務部のうち総務課、契約検査課及び職員課、市民部、会計課、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会並びに議会事務局(議会運営委員会の所管を除く。)の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項 |
| 生活文教委員会 | 総務部のうち防災危機管理課及び地域安全課、地域振興部、教育委員会並びに農業委員会の所管に属する事項 |
| 厚生委員会 | こども家庭部及び健康福祉部の所管に属する事項 |
| 環境建設委員会 | 環境部及び都市開発部の所管に属する事項 |